

# 「すずらの里介護予防短期入所生活介護(予防ショートステイ)」利用料一覧表

令和8年8月1日から適用

【多床室の場合】 (単位円)

【個室の場合】 (単位円)

①所得要件:生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者。

【第1段階】 ②資産要件:単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	0	0
食費	300	300
1日合計	870	1,000

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	380	380
食費	300	300
1日合計	1,250	1,380

①所得要件:世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額の合計が82.65万円以下の方。

【第2段階】 ②資産要件:単身650万円以下、夫婦1,650万円以下

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	430	430
食費	600	600
1日合計	1,600	1,730

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	480	480
食費	600	600
1日合計	1,650	1,780

①所得要件:世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額の合計が82.65万円を超え、120万円以下

【第3段階①】 ②資産要件:単身550万円以下、夫婦1,550万円以下

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	430	430
食費	1,030	1,030
1日合計	2,030	2,160

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	880	880
食費	1,030	1,030
1日合計	2,480	2,610

①所得要件:世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入額の合計が120万円を超える方。

【第3段階②】 ②資産要件:単身500万円以下、夫婦1,500万円以下

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	530	530
食費	1,360	1,360
1日合計	2,460	2,590

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	980	980
食費	1,360	1,360
1日合計	2,910	3,040

【第4段階】 第1段階～第3段階②のいずれにも該当しない人(世帯に課税者がいる・市民税本人課税者)

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	915	915
食費	1,750	1,750
1割負担の場合(1日合計)	3,235	3,365
2割負担の場合(1日合計)	3,805	4,065
3割負担の場合(1日合計)	4,375	4,765

	要支援1	要支援2
介護予防サービス費	451	561
機能訓練指導体制加算	12	12
サービス提供体制強化加算(I)	22	22
介護職員等処遇改善加算I口	85	105
滞在費	1,231	1,231
食費	1,750	1,750
1割負担の場合(1日合計)	3,551	3,681
2割負担の場合(1日合計)	4,121	3,800
3割負担の場合(1日合計)	4,691	5,081

(その他加算)

送迎	療養食	介護職員等処遇改善加算I 介護サービス費及び各種加算を加えた総単位数に17.6%を乗じた金額になります。
片道184円 往復368円	8円/食	

(食費)

朝食	450円	「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方(利用者負担第1段階から第3段階②の方)は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。(この場合は1日単位での食費をいただきます)
昼食	650円	
夕食	650円	